

# 福祉バス利用方法について

令和2年7月

## ☆ 運転業務について

- 運転業務は、社会福祉協議会(社協)が契約する株式会社あいづスタッフが行います。  
※ あいづスタッフとの運転業務に関する調整は社協が行いますので、直接の連絡はご遠慮ください。
- 利用料金 例:午前9時から午後5時まで県内日帰りの場合  
1時間1,650円×8時間+消費税=14,520円  
(有料道路、燃料費等は現地での実費支払となります。)

## ☆ 利用定員・車輛

- 乗車定員25人(うち補助席5・運転手含まず) ○ 日産・シビリアン(ガソリン車)  
※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、利用定員を乗車定員の1/2程度(12~13名)に制限させていただいておりますので、ご了承ください。

## ☆ 利用できる団体

- 社会福祉活動を行っている団体、社協会長が認めた団体

## ☆ 利用までの大まかな流れ

- ① 利用日時・行き先・利用内容を社協へ電話で確認。
- ② 利用希望日に予約が入っていない場合は、利用申込書を提出。  
※ この時点では仮予約となります。
- ③ 社協にて運転手を確保後、利用許可書を発行。(概ね1~2週間後)  
※ 利用許可書の発行により利用確定となりますのでご注意ください。
- ④ 利用当日は、運行責任者が行程を管理してください。  
(運転手との調整、有料道路等経費の支払い、使用後は燃料を満タンに補充)  
※ 利用中に万一事故が発生した場合、社協起因による場合は社協が加入する保険の補償対象となります。別途、任意の旅行傷害保険等に加入されることをおすすめします。

## ☆ 利用許可の範囲について

- 日帰りまたは1泊2日で往復可能な地域
- 1日の走行距離が300キロメートル以内  
※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、利用範囲を県内に限定させていただきます。

## ☆ 運行時間

- 午前8時30分から午後5時15分

## ☆ 運休日

- 日曜日、土曜日、祝日
- 年末年始及び社協が指定する日

## ☆ 経費の負担

- 有料道路、駐車場料金、燃料費、運転手の宿泊料は実費で直接支払ってください。
- 運転手に関する経費  
利用時間(運行前後の管理時間・休憩時間含)1時間につき1,650円(消費税別)  
利用時間が8時間を越えた場合は、1時間につき25%加算となります。  
※ 利用時間が4時間未満でも、最低料金として4時間分の料金がかかりますのでご了承ください。(最低料金 1,650円×4時間+消費税=7,260円)  
※ 当日キャンセルは、最低料金が発生しますのでご注意ください。
- 利用料は、利用翌月の上旬にあいづスタッフ名の請求書をお送りしますので、あいづスタッフが指定する口座に振込でお支払いください。現金支払は受付けておりません。



## ☆ お問い合わせ・申込先

- 社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会  
電話0242-28-4030 Fax0242-28-4039